

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第30回）

### 第1 日 時

平成27年6月5日（金） 午後3時00分から午後5時00分まで

### 第2 場 所

さいたま家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

伊藤敏孝，井原徹太，大澤一司，大谷富夫，齋藤大巳，澤崎俊之，関根正昌，福島貴代子，船津貞子，古田浩，柳了真（五十音順，敬称略）

#### 【オブザーバー】

（事件部）花井義治，柳下俊一，河本泰彦，松本洋一，宮下桂子，坂田香  
（事務局）仲稔治，青木有子，清宮貴幸，鈴木淳平

### 第4 議題

「当事者にわかりやすい調停手続について」

### 第5 議事概要

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員自己紹介（福島委員）

#### 3 退任委員紹介（村上委員，中川委員）

#### 4 井原委員より発表

「医師会の役割」

#### 5 議題「当事者にわかりやすい調停手続について」

テーマについて趣旨説明

家事調停手続の特色，種類等を説明した後，裁判所の窓口における手続案内の一例として，来庁者に夫婦関係調整（離婚）調停申立てについて説明する場面を実演した。併せて夫婦関係調整（離婚）調停申立書一式について補足説明を行った。

意見交換及び質疑応答

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

● 実演をご覧になった感想，御意見を伺いたい。

○ 裁判所の窓口にお越しになる方の中には，ご自身の力だけで制度を全て理解することが難しい方もおられると思う。その場合でも，相談者自身で全ての書類を作成しなくてはいけないのか，それとも代理人，支援員が作成してもよいのかという疑問を持った。

また，来庁者は裁判所に来る前に，既に精神的ダメージを受けている方が多いと思うので，なるべくリラックスできるような配慮があると良いと感じた。

- 常日頃から、状況に合わせて、来庁者に理解していただけるよう説明し、例えば緊張しておられる方に対しては、その緊張を和らげるような配慮もさせていただいている。書面については、全て本人だけで記載しなければならないわけではなく、本人の意思に間違いがないということであれば、代理人など本人以外の方が記載することも可能である。
- 受付段階だけではなく、調停手続が開始した後も、その都度手続説明をしていくことが必要である。説明書面の中には一般になじみのない言葉もあるので、利用者の方に合わせた説明をしていかなければならない。
- 説明書面は必要であるし、記載内容に無駄はないように感じたが、説明書面の最初のページに、導入として、当事者が最も把握したいと思っている項目である調停申立てから終了するまでの日数、慰謝料の額等を記載すると、来庁者も安心できるし、説明を受ける準備もできるのではないか。
- 調停期間等は事件ごとに異なるため、書面に記載することは大変難しいと思われる。
- 窓口では手続案内に一人当たりどの位の時間をかけているのか。
- 通常の調停手続の説明は平均約15分で行っており、上限約20分を目安としているが、実際にはもっと長引くこともある。来庁者のニーズも様々であるので、そのニーズに焦点を絞った説明を心掛けている。具体的な事案の中身に踏み込んだ相談を希望する場合は、専門家への相談を促すことになる。
- 例えば、夫婦関係調整を求めるが、離婚か円満かで気持ちが揺れているなど、ニーズが明確ではない来庁者もいると思うが、どのように対応しているのか。
- 円満調停は、離婚するかどうか迷っている場合にも利用することができる旨を説明するなどして、申立ての選択をしていただいている。また、申立ての決心がつかない方に対しては、再検討を促すこともある。
- 手続案内においては、来庁者の真意を探った上でどのような申立てをしていただくか等、場面に応じた配慮をしていることは御理解いただけたかと思う。今後、裁判所の窓口がどうあればもっと利用しやすいかといった御意見を伺いたい。
- 精神疾患を抱えておられる方、また、疾患とまではいかななくても、かなり追い詰められた状態で来庁される方への配慮も大切であると思う。
- 委員の方々の御意見を参考にして、今後より一層わかりやすい説明あるいは書式等について検討していきたい。

## 6 次回テーマ等の選定「面会交流について」

## 7 閉会宣言

## 第6 次回日時

平成28年1月20日（水） 午後3時00分